

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年6月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000063号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100002号

第1 結論

昭和63年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月及び同年3月

請求期間について、夫の両親の自宅に集金に来ていた自治会の人を通じて国民年金保険料を納付していたが、保険料を納付した期間として記録されていない。保管している私と夫の国民年金保険料預り書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和63年3月については、請求者及びその夫に係る国民年金保険料預り書(以下「預り書」という。)が提出されているところ、i) A市国保年金課の担当者は、「請求期間当時、B町(当時)の自治会等が国民年金保険料を集金していた。」旨陳述していること、ii) 当該預り書に記載されている納組コードの番号と、請求者及びその夫に係るB町の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている地区番号が一致していることが確認できること、iii) 当該預り書には、それぞれ請求者又はその夫の氏名及び同月の保険料が記載され、同じ集金人の徴収印が押印されていることが確認できること、iv) 請求者の夫に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の夫は、同月の保険料を納付済みと記録されていることが確認できることから、請求者が同月の保険料を納付していたものと推認できる。

また、請求期間のうち、昭和63年2月については、預り書が提出されていないものの、i) オンライン記録によると、請求者は、請求期間以外の国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納がないことが確認できること、ii) 請求者に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の請求期間の前後の期間はいずれも国民年金被保険者期間であり、かつ当該期間の保険料は納付済みであることが確認でき

ること、iii) 請求者の夫に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の夫は、昭和 63 年 2 月の保険料を納付済みと記録されていることが確認できること、iv) 請求者から提出された、請求者及びその夫に係る昭和 63 年度の預り書のうち、夫婦ともに徴収日が記載された 4 か月分については、徴収日が同一日となっていることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたと思われることから、請求者が昭和 63 年 2 月の保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。